

担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(12)

第1 牽連性のある債権を被担保債権とする譲渡担保権等の取扱いに関する規律の適用範囲

牽連性のある債務を担保する動産譲渡担保権等の取扱いに関する規定（引渡しを要しない旨の規定及び他の担保権に対する優先に関する規定）について、その適用範囲を、先行する集合動産譲渡担保権が設定されている場面に限定するという考え方について、どのように考えるか。

（説明）

1 部会資料 42 第3、5においては、牽連性のある金銭債務（①目的である動産の代金債務と②目的である動産の代金債務の債務者から委託を受けた者が当該代金債務を履行したことによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務）のみを担保する動産譲渡担保権については、当該財産の譲渡に関する対抗要件を具備していなくても、譲渡担保権者は譲渡担保の取得を第三者に対抗することができるものとしている。

また、同 10 においては、牽連性のある金銭債務を被担保債務に含む譲渡担保権（以下、牽連性のある金銭債務のみを担保するものも含めて「牽連性担保権」ということがある。）は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権又は動産質権に優先することとしている。すなわち、牽連性担保権には、部会資料 42 第3、5により第三者に対抗するために引渡しを要しないものと原則どおりこれを要するものがあるが、要しないものについては、①引渡しを受けることなく、先取特権者に対し、第1順位の先取特権と同一の権利を主張することができる、②他の動産譲渡担保権等が先に占有改定によって対抗要件を具備しても、牽連性担保権は、引渡しを受けることなくこれに優先する、③牽連性担保権が設定された後に他の約定動産担保権が設定され、その約定動産担保権が占有改定以外の方法で対抗要件を具備しても、これに優先する。対抗要件として引渡しを要する牽連性担保権についても、①他の動産譲渡担保権等が先に占有改定によって対抗要件を具備しても、牽連性担保権は、牽連性のある被担保債権を担保する限度では、占有改定のみによって優先する（原則どおりであれば、占有改定同士であれば時間的に先行するものが優先する。）、②牽連性のある被担保債権を担保する限度では、占有改定を具備しておけば、その後に占有改定以外の方法によって対抗要件を具備した担保権に優先することができる（占有改定劣後ルールの例外）、③対抗要

件を具備しておけば、集合動産譲渡担保との優劣関係を決定するに当たって加入時ルールが適用される（牽連性担保権の対抗要件を具備した後に目的物が集合動産譲渡担保権の動産特定範囲に加入しても、牽連性担保権が優先する）。

2 牽連性担保権がこのような優先的取扱いを受けるためには、競合する他の担保権
5 に対抗要件を備える前に、牽連性担保権が第三者に対抗することができる状態にならなければならない。すなわち、その牽連性担保権が引渡しを受けることなく第三者に対抗することができるものであるときはその成立が、引渡しを受けなければ第三者に対抗することができないものであるときは目的物の引渡し、競合する他の担保権の対抗要件の具備より前である必要がある。

10 競合する担保権が集合動産譲渡担保権である場合には、牽連性のある譲渡担保権が優先的取扱いを受けるためには、その集合動産譲渡担保権が対抗要件を具備し、かつ、担保権の競合する目的物がその動産特定範囲に加入するまでに、牽連性のある譲渡担保権が第三者に対抗することができる状態になっていることが必要である。逆にいえば、集合動産譲渡担保権についてこれらの条件が満たされる前に牽連
15 性のある譲渡担保権が対抗可能な状態になれば、その譲渡担保権は上記の優遇を受けられるのであり、その優遇は、集合動産譲渡担保権が先に対抗要件を具備している（したがって、牽連性のある譲渡担保権者等にはその他の自衛手段がない）場合に限定されていない。このため、AがBのために動産甲について牽連性のある譲渡担保権を設定し、その後にAがCのために動産甲を動産特定範囲に含む集合動産譲
20 渡担保権を設定した場合にも、Bの譲渡担保権は優先的に取り扱われることになる。具体的には、次のとおりである。

① Bの譲渡担保権等が牽連性のある被担保債権のみを担保するものであるときは、Bは、動産甲の引渡しを受けなくても、動産甲について、Cの集合動産譲渡担保権に優先する

25 ② Bが占有改定の方法で動産甲の引渡しを受けておけば、その後にCが登記を具備した場合でも、Bは、その譲渡担保権等が牽連性のある被担保債権を担保する限度で、Cの集合動産譲渡担保権に優先することができる（占有改定劣後ルールの例外）

3 牽連性のある動産譲渡担保権等を優遇する根拠としては、①目的物は牽連性のある債権を有する者による与信がなければ取得することができなかつたものであり、
30 このような牽連関係の具体性からすると、牽連性のある債権を有する者を優先させることが適切である、②牽連性のある被担保債権を有する者に対して集合動産譲渡担保権者が優先されるとすれば、集合動産譲渡担保権者に対して売主はその債権を保全する手段を失うことになり、設定者の取引に支障を生ずる、③集合動産の範囲
35 は不確定であり、集合動産譲渡担保権者もそのことを折り込んで担保評価をしているはずであるということが挙げられている。

このうち①及び②を強調すると、牽連性担保権が優先的に取り扱われるのは、その被担保債権者が自己の債権を保全する手段がほかに存在しない場合、すなわち、集合動産譲渡担保権が設定され、先に対抗要件も具備されている場合（更にいえば、集合動産譲渡担保権者が登記によって対抗要件を具備しており、占有改定劣後ルールによっても、牽連性のある譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に優先する保全手段を採ることができない場合）に限定すべきであるとも考えられる。

部会資料 42 においては、この（説明）の上記 2 記載のとおり、牽連性担保権を優先的に取り扱う場面についてこのような限定を付していない。このため、この（説明）の前記 2 の①及び②のような効果が生ずることになっているが、そのそれぞれの効果について、どのように考えるか。

①について、牽連性のある譲渡担保権者が自己の債権を保全する手段を有しない場面に限定するとすれば、少なくとも、牽連性のある動産譲渡担保権がその後に設定された集合動産譲渡担保権に優先するためには、対抗要件を要するとすることが考えられる（その上で、その後に集合動産譲渡担保権について登記が具備された場合でも占有改定によって優先することができるかについては、②の問題）。また、②は、牽連性担保権については、占有改定劣後ルールの例外として、当該担保権が占有改定によって対抗要件を具備した場合であっても対抗要件具備の前後のみによって優先劣後関係を決するものであるが、これはそもそも牽連性担保権がその債権について保全する手段を有しない場面で機能する効果ではないため、このような優先的取扱いがそもそも必要であるかどうかとも問題になり得る。

他方で、例えば、Aが有する牽連性担保権に先行するBの集合動産譲渡担保権があり、登記によってその対抗要件が具備されている（したがって、Bとの関係では、Aは債権を保全する手段がない。）が、更にその後にCのために集合動産譲渡担保権が設定された場合（したがって、Cとの関係では、Aは先に登記を具備しておけばその債権を保全することができた。）について考えると、A、B及びCの担保権の順位を統一的に定めるためには、例えば、牽連性担保権に先行する集合動産譲渡担保権があるときは、当該牽連性担保権は、他の全ての担保権との関係で同じ要件で優先するなどの規定を設ける必要があると考えられる。

4 集合動産譲渡担保権との関係に限らず、部会資料 42 では、牽連性のある動産譲渡担保権等は、他の動産譲渡担保権が先に占有改定によって対抗要件を具備しても、牽連性のある被担保債権を担保する限度では、占有改定のみによって優先することができる（原則どおりであれば、占有改定同士であれば時間的に先行するものが優先する。）としている。この点についても、上記のとおり、牽連性のある動産譲渡担保権等を優遇する趣旨が、その債権を保全する手段がない場合の設定者の取引の円滑化を図るためにあるとすると、このような効果についても、設ける必要はないとも考えられる。

5 以上のとおり、牽連性担保権を優遇する範囲を限定するとすれば、牽連性担保権の設定に先行して集合動産譲渡担保権が設定され、かつ、登記によって対抗要件が具備されているケースに限定することも考えられる。その他には、先行する集合動産譲渡担保権が存在する場合に限定するが、当該集合動産譲渡担保権についての対
5 抗要件については、登記に限らないこととするとも考えられる。この場合には、目的物が動産特定範囲に加入する前に、牽連性担保権が占有改定によって引渡しを受ければ加入時ルールが適用される点に、意義があることになる。

もっとも、牽連性担保権を優先的に取り扱う規律の適用範囲をこのように限定すれば、牽連性担保権を取得した者は、その時点で他の譲渡担保権が設定されていない場合であっても、その後に譲渡担保権が設定される可能性を考慮して対抗要件
10 （保護の要件によっては、登記まで）を事実上備えなければならないこととなり、現在の実務への影響が大きいと思われる。また、牽連性担保権が集合動産譲渡担保権の設定及び対抗要件具備に時期的に後れた場合には引渡しを受けることなく集合動産譲渡担保権に優先するとするのであれば、時期的に先行する場合に引渡しを受けなければこれに優先することができないとするのは均衡を失するとも考えら
15 れる。

第2 動産及び債権以外の財産を目的とする譲渡担保契約の効力について

1 その他の財産（動産及び債権以外の財産をいう。以下同じ。）を目的とする譲渡
20 担保契約についても、譲渡担保契約の効力に関する総則規定が適用されるものとする。

2 同一のその他の財産について数個の譲渡担保権が互いに競合する場合には、その譲渡担保権の順位は、当該財産の譲渡についての対抗要件を備えた時の前後によるものとする。

25 3 同一のその他の財産について譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、当該財産の譲渡についての対抗要件を備えた時と当該財産の質権の設定についての対抗要件を備えた時の前後によるものとする。

4 その他の財産を目的とする譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる（転譲渡担保をすることができる）ものとし、転動産譲渡担保と同様の規律を設
30 ける。その他の財産を目的とする譲渡担保権の転譲渡担保については、当該財産の譲渡についての対抗要件を転譲渡担保の第三者対抗要件とし（部会資料 42 第3、11(2)関係）、債務者等に対抗するための要件を民法第 467 条の規定に従った通知又は承諾とする（同(3)関係）。

5 その他の財産を目的とする譲渡担保契約については、その性質に反しない限り、次に掲げる規律を準用するものとする。

(1) 果実に譲渡担保権が及ぶ旨の規律（部会資料 42 第3、1）

- (2) 牽連性のある金銭債務を被担保債権とする譲渡担保権の取扱い（部会資料 42 第 3、5 及び 10）
- (3) 混同の例外に関する規律（部会資料 42 第 5、1）
- (4) 第三債務者の弁済に関する規定（部会資料 42 第 9、1）
- (5) 債権譲渡担保権の実行及び譲渡担保権の倒産手続における取扱いに関する規律（部会資料 42、第 9、第 14）

（参考）部会資料 42

第 2 譲渡担保契約に関する総則規定

1 譲渡担保権の内容

譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有するものとする。

2 譲渡担保権の被担保債権の範囲

譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保するものとする。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでないものとする。

3 譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡

譲渡担保権者は、譲渡担保権の実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができないものとする。

4 譲渡担保権設定者の処分権限

譲渡担保権設定者は、譲渡担保財産について、その有する権利を第三者に譲渡することができるものとする。

5 同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約

譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができる。

6 譲渡担保権の順位

同一の財産について数個の譲渡担保権が互いに競合する場合には、民法第 178 条に規定する動産の引渡し、民法第 467 条に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾その他の当該財産の譲渡についての対抗要件を備えた時の前後による。

7 譲渡担保権の不可分性

譲渡担保権者は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、譲渡担保財産の全部について、譲渡担保権を行使することができるものとする。

8 物上代位

(1) 譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならないものとする。

(2) 上記(1)前段の規定に基づいて譲渡担保権者が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であって、上記(1)後段の規定による差押えの後に対抗要件が具備されたものに優先するものとする。

(3) 譲渡担保権の目的である財産について、その譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は他の譲渡担保権を有する者（以下この(3)において「劣後担保権者」という。）は、その順位により、譲渡担保権設定者が支払を受けるべき帰属清算金、処分清算金又は債権譲渡担保権者が譲渡担保債権について受けた給付の価額と被担保債権の額の差額に相当する金銭若しくは残額に対しても、その権利を行使することができるものとする。この場合においては、劣後担保権者は、その払渡し前に差押えをしなければならないものとする。

9 物上保証人の求償権

他人の債務を担保するため譲渡担保契約を締結した譲渡担保権設定者は、その債務を弁済し、又は譲渡担保権の実行によって譲渡担保財産を失ったときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

10 根譲渡担保契約の効力

（略）

【転譲渡担保】

第3 動産譲渡担保契約の効力

1.1 転動産譲渡担保

(1) 動産譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができるものとする。

(2) 譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下「転動産譲渡担保」という。）は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

(3) 転動産譲渡担保は、当該転動産譲渡担保及びその転動産譲渡担保につき登記がされたことについて、当該転動産譲渡担保の譲渡人若しくは譲受人が動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾しなければ、これをもって当該債務者、保証人、動産譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができないものとする。

(4) 動産譲渡担保権の被担保債権の債務者が上記(3)の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、転動産譲渡担保の譲受人の承諾を得ないでした弁済は、当該譲受人に対抗することができないものとする。

(5) 上記(4)の規定は、動産を目的とする根譲渡担保権の転動産譲渡担保をした場合において、根譲渡担保権の被担保債権の債務者が元本の確定前にした弁済については、適用しないものとする。

【第三債務者の弁済に関する規定】

※部会資料 42 では、債権譲渡担保権者の弁済受領権限に関する規律は、債権譲渡担保権の実行において設けていたが、債権譲渡担保契約の効力において規律することを検討中。

第 9－1 債権譲渡担保権者による債権の取立て等

- (1) 債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があったときは、譲渡担保権を直接に取り立てることができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた給付の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。
- (2) 第三債務者は、債権譲渡担保契約による債権の譲渡について債権譲渡担保権設定者が民法第 467 条第 1 項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額に相当する金銭を支払うことを要しないものとする。
- (3) 上記(2)前段の場合において、被担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額から被担保債権の額を控除した残額を支払わなければならないものとする。
- (4) 上記(1)後段又は上記(3)の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者から譲渡担保債権についての権利を譲り受けた者であるとき（債権譲渡担保権者がその譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者に対抗することができるものとする。
- (5) 譲渡担保債権が金銭債権である場合において、その弁済期が被担保債権についての不履行の前に到来したときは、債権譲渡担保権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権は、その供託金について存在するものとする。
- (6) （略）

（説明）

1 譲渡担保契約の適用範囲及び総則規定の適用

5 譲渡担保契約は、従来、譲渡することができる財産であればその目的とすることができる」とされてきた。このことを踏まえて、「譲渡担保契約」は、動産及び債権以外

の財産（その他の財産）も目的とすることができるものとしている（ただし、規律の必要性等の観点から、農業用動産及び登録自動車を除き、抵当権の目的とすることができる財産は、目的となる財産から除外している。）。譲渡担保契約に基づく譲渡担保権の設定は、金銭債務を担保することを目的とする点で真正譲渡と区別されるが、当該財産の譲渡という形式を採るため、登録など当該財産の譲渡について固有の効力要件が設けられている場合には、債権者が当該財産について譲渡担保権を取得するためにはその効力要件を充足する必要がある。もっとも、このことは譲渡担保権の設定が目的財産の譲渡という形式を採ることから導かれるものであるため、特段の規定を設けることとはしていない。

同様に、その他の財産を目的とする譲渡担保権の設定を受けたことを第三者に対抗するためには、当該財産の譲渡についての対抗要件を具備することが必要であるが、この点についても特段の規定を設けることとはしていない。

2 譲渡担保契約に関する総則規定の適用

(1) 譲渡担保契約に関する総則規定は、動産や債権と共通して適用されるルールであり、その他の財産についても適用されることを意図したものである。

もっとも、その他の財産を目的とする譲渡担保契約は、株式、特許権や著作権等の知的財産権、信託受益権など様々なものが挙げられ、その譲渡についての対抗要件も、登記又は登録、確定日付ある証書による通知又は承諾等様々である。その内容によっては、その適用の在り方が動産及び債権と異なる場合がある。

例えば、登記、登録等が譲渡の対抗要件とされている例としては、著作権の譲渡についての登録（著作権法第 77 条第 1 号）、株券発行会社以外の株式会社の株式譲渡における株主名簿の記録・記載（会社法第 130 条第 1 項）、信託受益権（信託法第 94 条）における確定日付のある証書による通知・承諾等が挙げられる。

また、契約上の地位を目的とする譲渡担保契約については、ゴルフ会員権の譲渡担保につき、その譲渡を第三者に対抗するためには、指名債権の譲渡の場合に準じて、確定日付ある証書による通知又は承諾が必要とする判例（最判平成 8 年 7 月 12 日民集 50 巻 7 号 1918 頁）がある（ただし、契約上の地位の移転一般について対抗要件等の規定は設けられておらず、契約上の地位を第三者に対抗することができるための要件具備の方法や具備の時期については、解釈に委ねられている。）。

このほか、特許権の譲渡における登録（特許法第 98 条第 1 項）、株券発行会社における株式の譲渡における株券の交付（会社法第 128 条第 1 項）など、登記、登録等が譲渡の効力要件とされているものもある。

それぞれの財産の譲渡についての効力要件や対抗要件によって、その適用のあり方が問題になる規律としては、例えば次のようなものがある。

(2) 譲渡担保権設定者は、譲渡担保財産について有する権利を第三者に譲渡することができることとされている（部会資料 42 第 2、4）。これは、譲渡担保を設定した

後も、設定者がその目的財産について有する権利を譲渡することができることを定めるものである。その権利の譲渡の対抗要件は、例えば譲渡担保権の目的が動産である場合には、設定者に所有権が残っているという本部会で強かった考え方を前提にすれば、引渡しである。これと異なり、設定者に残されている権利が所有権ではないとしても、その譲渡は動産に関する物権の譲渡には当たるため、その対抗要件はやはり引渡しである（民法第 178 条）。これに対し、例えばある財産について、その譲渡は登録をしなければ効力を生じないこととされている場合には、譲渡担保権を設定する際に、その登録名義が譲渡担保権設定者から譲渡担保権者に移転していると考えられる。このため、設定者に残された権利の性質についてどのように理解するとしても、譲渡担保権設定者は、その権利を第三者に譲渡することはできないことになると考えられる。また、効力要件ではなく対抗要件である場合には、設定者は、目的財産について有する権利を第三者に譲渡することはできるが、これを対抗する手段を有しないことになると考えられる（なお、動産についても、その譲渡について、固有の効力要件や対抗要件が定められているものがあり、このような動産については、上記の議論が妥当すると考えられる。）。

- (3) 譲渡担保権設定者は、同一の財産について重ねて譲渡担保権を設定できるとされている（部会資料 42 第 2、5）。物的編成主義による登記登録制度があり、登記又は登録が譲渡の効力要件とされている財産については、譲渡担保権が設定され、その登記又は登録がされると、その後、当該財産の帰属主体としての登記登録名義を失った設定者は、第三者に対して重ねて当該財産の譲渡に係る登記登録の手续をすることはできなくなると考えられる。このように、譲渡の効力要件を重複して具備することができない財産については、後順位の譲渡担保権の設定をすることはできないことになる。もっとも、これは、当該財産の譲渡の効力について固有の規定が存在するためであり、二重に設定することができるという規定そのものの適用を排除する必要はないと考えられる。

譲渡の対抗要件を重複して具備することができない財産については、譲渡担保権を二重に設定すること自体は否定されない。しかし、対抗要件を具備していない譲渡担保権者 A は、対抗要件を具備した譲渡担保権者 B に対してその譲渡担保権を対抗することができないため、A は、差押債権者や破産管財人に対して譲渡担保権を対抗することができず、また、B の実行に当たって清算金請求権への物上代位権を行使することもできないことになる（この点は、抵当権を設定することができないが、譲渡について登録を要する動産についても同様である。）。

2 譲渡担保権が競合した場合の順位及び譲渡担保権と質権とが競合した場合の順位の規律について

- (1) 本文 2 の規律は、同一のその他の財産について譲渡担保権が競合した場合には、それぞれの財産の譲渡についての対抗要件具備の前後によってその優劣を決する

こととするものである。これは、動産譲渡担保権及び債権譲渡担保権が競合した場合の優劣を、その目的物の譲渡についての対抗要件の前後によって決していること、抵当権などの既存の他の約定担保権においても同様の規律が設けられていること（民法第 373 条等）を踏まえたものである。

5 (2) 本文 3 は、その他の財産を目的とする譲渡担保権と債権以外の財産権を目的とする権利質が競合した場合の順位に関する規律である。

譲渡の効力要件又は対抗要件として登記登録が必要であるなど、これらの要件を重複して具備することができない財産については、譲渡担保権が設定され、その効力要件又は対抗要件が具備されれば、設定者は質権を設定することができない（あるいは、質権設定の対抗要件を具備させることができない）。したがって、このよう
10 なる場合には譲渡担保権と質権が競合するものとして扱われることは基本的にはないと考えられる。これに対し、質権がまず設定され、その後に譲渡担保権が設定されたときは、いずれも効力要件又は対抗要件を具備することができるから、このよう
15 なる場合には、同一のその他の財産について譲渡担保権と権利質が競合する場合がある。

同一の動産又は債権について譲渡担保権と質権が競合した場合の順位については、それぞれの対抗要件具備の前後によるものとしている（部会資料 42、第 3 の 7、第 5 の 4 参照）。

これを踏まえ、その他の財産を目的とする譲渡担保権についても、当該財産につ
20 いての譲渡の対抗要件を備えた時と、質権の設定についての対抗要件を備えた時の前後によることとしている。なお、債権以外の財産権を目的とする権利質の対抗要件は、各財産に関する個別法において定められていることから、これらをまとめて「当該財産の質権の設定についての対抗要件」と表現している。

3 転譲渡担保について

25 その他の財産を目的とする譲渡担保についても、例えば、株式の転譲渡担保は可能と解されているほか、手形などの有価証券担保等で転譲渡担保が用いられてきたとされており、転動産譲渡担保や転債権譲渡担保の規定を参考に、その他の財産についても転譲渡担保の規定を設けることとしている。

その他の財産を目的とする転譲渡担保の設定の対抗要件については、当該財産の譲
30 渡についての対抗要件とすることを提案している。その他の財産の譲渡の対抗要件は、本文 2 と同様に、各財産の性質に応じ、登記、登録、記録・記載、確定日付ある証書による通知又は承諾等が考えられるところ、これらをまとめて「当該財産の譲渡につ
35 いての対抗要件」として規定している。

その他の財産を目的とする転譲渡担保権の設定を債務者等に対抗するための要件
については、抵当権に関する民法第 377 条第 1 項と同様の規律を提案している。すな
わち、民法第 467 条の規定に従い、譲渡担保権の被担保債権の債務者に転譲渡担保の

設定を通知し、又は当該債務者がこれを承諾しなければ、当該債務者、保証人、譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができないとするものである。転動産譲渡担保や転債権譲渡担保については、転動産譲渡担保権者又は転債権譲渡担保権者が特例法に定める登記事項証明書を原譲渡担保権の被担保債権の債務者に通知することによって債務者に転譲渡担保を対抗することができるとしている（部会資料 42 第 3、11(3)）。これは、特例法において、転動産譲渡担保や転債権譲渡担保に相当する登記を設けることを予定しており、これにより、転譲渡担保の設定が登記事項証明書によって示されることを踏まえたものであり、特例法上の譲渡登記をすることができない、その他の財産を目的とする譲渡担保には当てはまらないことから、抵当権に関する民法第 377 条第 1 項と同様の規律としている。

その他の財産を目的とする譲渡担保契約には、信託受益権など、譲渡担保の目的である財産の内容に債権を含むものがある。本文には記載していないが、このような財産については、転債権譲渡担保と同様に、第三債務者に対する対抗要件についても検討する必要がある。規定を設けるとすれば、転債権譲渡担保と同様に、第三債務者に対し、民法第 467 条の規定に従い、転譲渡担保の設定を通知し、又は当該債務者が承諾をしなければ、これをもって当該債務者に対抗することができないとすることが考えられる。

4 このほか、動産譲渡担保権及び債権譲渡担保権に関する規律のうち、その他の財産についても妥当する規律については、これをその性質に反しない限り準用することが考えられる。準用すべきかどうかの問題になるものとして、次のような規律が考えられる。

(1) 譲渡担保権の及ぶ範囲について

その他の財産は有体物ではないため、従物に相当する物に関する規律（部会資料 42 第 3、1 参照）を準用する必要はないと考えられるが、法定果実に関する規律（同 2）については準用が考えられる。

(2) 譲渡担保財産の使用及び収益について

動産譲渡担保権については、設定者が目的物の使用収益権限を有するとの規律が提案されている（部会資料 42 第 3、3）。その他の財産についても、同様にその財産の利用を設定者に委ねることが当事者の意思に合致する場合もあると考えられる。しかし、登記登録や名義の変更が譲渡の効力要件として必要となる財産については、その要件を満たすことにより、設定者は当該財産を利用することができないこととなる場合もあると考えられる。その他の財産には様々なものが含まれており、いずれが譲渡担保財産を利用することができるかについて一律に定めることは困難であることから、この点については上記の規律を準用せず、設定契約における当事者の合意に委ねることとしてはどうか。

また、妨害排除請求権等に関する規律（部会資料 42 第 3、4）についても、こ

れは動産の所有権に基づく物権的請求権を想定したものであるから、動産以外のその他の財産についてこの規律を準用することはできない。

(3) 牽連性のある金銭債務を担保する譲渡担保権の取扱い

部会資料 42 第 3、5 においては、牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権については、当該財産の譲渡に関する対抗要件を具備していなくても、譲渡担保権者は譲渡担保の取得を第三者に対抗することができるものとしている。また、同 10 においては、牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の他の担保権に対する優先を定めている。これは、譲渡担保財産と被担保債権との牽連性や、設定者がその後に事業を継続することを可能とすることなどが根拠として挙げられる。同様の趣旨はその他の財産権についても妥当することから、これらをその他の財産権についても準用するものとしてはどうか。

(4) 集合財産譲渡担保について

部会資料 42 第 4 においては集合動産譲渡担保に関する規律を、第 6 においては集合債権譲渡担保に関する規律を提案している。その他の財産には様々なものが含まれることから、担保の目的財産を範囲によって特定し、集合的に担保の目的とする可能性を否定することはできないが、具体的な事例に乏しく、集合動産と同様に扱うか、集合債権と同様に扱うかなども確立していないことから、集合財産の担保については、準用の対象としないこととしてはどうか。

(5) 債権譲渡担保契約については、混同の例外に関する規律（部会資料 42 第 5、1）

及び債権譲渡担保権者が弁済受領権限を有する旨の規律（部会資料 42 第 9、1）を提案している。その他の財産には、出資持分権、信託受益権、ゴルフ会員権など、その内容に債権が含まれているものや第三債務者又はこれに準ずる者が存在するものがある。これらの財産の譲渡担保については、債権譲渡担保と同様、第三債務者等の利益を保護する必要性があるから、その性質に反しない限りにおいて、担保権者の受領権限に関する上記の規律を準用することとしてはどうか。